

藍住町議会議員政治倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる藍住町議会議員(以下「議員」と言う。)が町民全体の奉仕者として町民の信頼に値する政治責任を自覚するとともに、その人格及び倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 すべての議員は、町民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者であってはならない。

2 議員は町民全体の代表者として、町民の信頼に値する、より高い倫理的義務に徹し、法を順守し、町政にかかわる自らの役割及び責務を自覚するとともに、自ら研鑽を積み、良心と責任を持って政治活動を行わなければならない。

3 議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度を持って疑惑の解明にあたりるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(町民の責務)

第 3 条 町民は主権者としての責務を自覚し、議員に対し、次条に規定する政治倫理基準に反するような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第 4 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として、品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その責務に関して、不正等の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。

(2) 町民全体の奉仕者として、常に人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 町(町の出資法人等(町が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を言う。)を含む。以下同じ。)が行う許可、認可または工事等の請負契約、下請け工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。

(4) 町の職員等(嘱託職員及び臨時職員を含む。以下「町職員等」と言う。)の公正な職務執行を妨げ、又は町職員等の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

- (5) 町職員等の採用に関しての推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 町職員等の昇格又は移動等の人事について関与しないこと。
- (7) 町から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体等の役職に就任しないこと。

(審査の請求)

第 5 条 議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、町民にあっては有権者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 5 項に規定する選挙権を有するものを言う。以下同じ。)20 人以上の者の連署、議員にあっては議員定数の 6 分の 1 以上の者の連署を持って、代表者から、これを証する資料を添付した審査請求書を藍住町議会議長(以下「議長」という。)に提出し、政治倫理基準に違反する行為の存否の審査(以下「審査」という。)を請求することができる。

- (1) 前条に規定する政治倫理基準。
- (2) 第 16 条に規定する請負契約等に関する遵守事項。

(政治倫理審査会の設置等)

第 6 条 議長は審査の請求(以下「審査請求」という。)があったときは、審査請求に係る審査及び政治倫理の確立のための必要な事項の審査を行うため、藍住町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、前条に規定する審査の請求があった場合において、議長の求めに応じ、当該請求の事案を調査審議し、その結果を報告する。
- 3 審査会は、前項の調査審議を行うほか、政治倫理に関して議長に意見を述べることができる。

(審査会の組織及び委員等)

第 7 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから議長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会の会長及び副会長)

第 8 条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第 9 条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会は、審査会の会議の公開の可否について決定することができる。

(審査会の調査)

第 10 条 議長は、審査会を設置した時は、速やかに審査請求の適否及び政治倫理基準違反の為の存否の審査を審査会に付するものとする。

- 2 審査会は、審査を行うため、規定に違反していると認められる議員、その他の関係者に対し、資料の請求又は事情徴収等必要な調査を行うことができる。

(議員の協力義務等)

第 11 条 審査請求の対象となった議員(以下「対象議員」という。)は前条第 2 項の規定による審査会の要求があるときは、審査に必要な書類を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べ、説明しなければならない。この場合において、議長及び対象議員は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することもできる。

- 2 審査会は対象議員が前項の要求に応じず、又は虚偽の内容がある時はその旨を議長に報告するものとする。この場合において、議長は必要な措置を講ずるものとする。

(審査結果報告)

第 12 条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から 90 日以内に、付託された審査を終え、議長に審査結果報告書を提出しなければならない。

(審査報告書の公表等)

第 13 条 議長は前条の審査結果報告書が提出されたときは、その審査結果を、議会全員協議会において報告するとともに、前条の報告を受けた日から7日以内に、当該報告書の写しを、審査請求者の代表者及び対象議員に通知し、当該報告の概要を公表しなければならない。

- 2 前条の規定による審査結果報告書は、議長において審査結果報告書の提出を受けた日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 3 何人も議長に対し、前項の規定により保存されている審査結果報告書の写しの閲覧を請求することができる。

(審査結果の尊重)

第14条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずることができる。

(議員及び議会の措置)

- 第15条 対象議員は自己に関する審査結果報告書において、その行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して政治倫理確立のために必要と認められる措置を講じなければならない。
- 2 藍住町議会は、対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復するために辞職を勧告する。

(町工事等に関する遵守事項)

第16条 議員の配偶者、1親等若しくは同居の親族又は議員が役員をしている企業及び議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約(以下「請負契約等」という。)を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。

2 前項の実質的に経営に携わる企業とは、次に掲げるものを言う。

- (1) 議員が資本金その他これらに準ずるものの5%以上を出資している企業。
- (2) 議員が年額60万円以上の報酬(住宅、車両、その他の便宜供与を含む。)を受けている企業。
- (3) 議員がその経営方針に関与している企業。
- (4) 議員が当該企業の役員と同程度の執行力と責任を有する企業。

3 前2項の規定に該当する議員は、町民に疑惑の念を生じさせないため、責任を持って関係者又は関係企業が請負契約等を辞退するよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後最初に行われる一般選挙で選出された議会議員の任期開始の日から適用する。

附則(平成 20 年3月 28 日)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 22 年6月 25 日)

この条例は、公布の日から施行する。